

第 14 回公益通報者保護専門調査会において
ご議論いただきたい論点（概要）

平成 30 年 5 月 30 日
消費者委員会事務局

【テーマ】 通報を受ける側における体制整備

【論 点】

〈問題の所在〉

公益通報者保護法で保護される行政機関への通報（以下「2号通報」という。）の通報先は、「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」とされており、2号通報を一元的に受け付ける機関や窓口についての規定は存在しない。

そのため、通報者としては、通報内容について処分・勧告等をする権限をどの行政機関が有しているかを調べる必要があり、権限を有する行政機関以外の行政機関に誤って通報した場合に不利益取扱いから保護されるかについて、明文の規定は置かれていない。

また、行政機関において通報対応が適切になされているかをモニタリング等する機関は、現行法上設けられていない。

1. 一元的窓口の設置

- * 通報、通報対応に関する意見・苦情等の一元的窓口を設置することの是非
- * 一元的窓口が担う職務及びその実効性の担保方法
- * 一元的窓口の設置先

2. 2号通報として保護の対象となる通報先の拡張

- * 一元的窓口への通報
- * 誤って権限のない行政機関になされた通報
- * 行政機関が指定した者への通報

以 上